

平成 26 年度 和歌山県被災建築物応急危険度判定士認定講習会 ご案内

被災建築物応急危険度判定活動は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としており、東北地方太平洋沖地震でも、多くの被災建築物の判定活動が実施されました。

本県では、広域にわたる南海トラフ巨大地震が予測されており、発災後の判定活動を円滑に実施するため判定士の確保が必要があることから、判定活動を現場で行う技術者を和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」）として認定する事業を行っています。なお、判定士は判定活動に伴う補償などの制度の適用を受けることが出来ます。

つきましては、判定士として新規認定を希望される建築士のための講習会を下記のとおり開催しますので、受講されますようご案内します。

なお、すでに認定登録済みの判定士（更新の方を含む）は、必ずしも当講習会を受講する必要ありません。

[主催] 和歌山県

[会場・日時等]

番号	講習日	講習会場	定員	申込締切
1	平成27年3月6日(金)	ビッグ・ユウ(情報交流センター) 研修室4 田辺市新庄町 3353-9	50名	2月27日(金)
2	平成27年3月9日(月)	和歌山県民文化会館 5階 大会議室 和歌山市小松原通 1-1	100名	2月27日(金)

※講習時間は、13:30～16:30までとします。（受付13:00から）

※各会場とも希望日先着順で定員になり次第締切らせていただきます。

[受講資格] 一級建築士、二級建築士、木造建築士（県内在住若しくは在勤者に限る）

[受講料、テキスト] 無料

[受講票の発行] 受講していただける方には、受講票を発行します。また、定員等の関係で受講していただけない方には、その旨連絡いたします。

[認定登録] 応急危険度判定士の新規登録の受付けを当日行いますので、下記のことを準備してください。認定申請書は受講票に添えて郵送します。（建築住宅課ホームページよりダウンロードも可）

①写真2枚（上半身、無背景の縦4cm横3cmのカラー写真、裏面に氏名撮影年月日を記入してください。）

②和歌山県に居住・勤務している証明書（運転免許証等の写し等）

③建築士免許証の写し

地震被災建築物応急危険度判定士登録証は、後日送付します。

[認定登録手数料] 無料

[講習会プログラム]

講習時間	内 容
13:30～13:35	開会挨拶
13:35～14:30	応急危険度判定制度の概要
14:30～14:40	休 憩
14:40～15:30	応急危険度判定基準及び応急危険度調査判定マニュアル 木造建築物
15:30～16:20	応急危険度判定基準及び応急危険度調査判定マニュアル 鉄骨造建築物及び鉄筋コンクリート造建築物
16:20～16:30	判定士認定登録他

[受講申込方法] 受講希望者は、申込み用紙に必要事項を記載のうえ、郵送又はFAXで下記に申込みください。

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 建築住宅課 (担当：児島) あて

TEL：073-441-3184

FAX：073-428-2038

平成26年度和歌山県被災建築物応急危険度判定士認定講習会申込書	
和歌山県 建築住宅課 あて	平成 年 月 日
フリガナ 申込者氏名	TEL () - FAX () -
〒 -	
住 所	
建築士免許 1級 ・ 2級 ・ 木造	登録番号 第 号
応急危険度判定認定登録番号 第 号	(判定士として登録済みの方のみ記入して下さい)
希望講習日： 1 平成27年3月6日 (金) ビッグ・ユウ(情報交流センター) [田 辺 市]	
2 平成27年3月9日 (月) 和歌山県民文化会館 [和歌山市]	
<u>(希望日番号に○を記入して下さい。)</u>	